

地方消費税率引上げ分の地方消費税交付金充当事業（令和8年度当初予算）

消費税率の引上げにより、本町の地方消費税交付金は増収となっておりますが、その増収分は社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てなければなりません。
令和8年度当初予算においては、以下の事業に充当しています。

（歳入）

・ 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 77,382千円

（歳出）

・ 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 757,190千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳		一般財源のうち交付金
		特定財源	一般財源	
国民健康保険事業	44,759	21,786	22,973	77,382
介護保険事業	170,083	9,366	160,717	
後期高齢者医療保険事業	54,297	39,823	14,474	
障害者相談支援事業	4,378	0	4,378	
重度心身障害児（者）医療事業	18,842	9,420	9,422	
障害者自立支援事業	180,029	129,628	50,401	
中山間地域介護サービス事業	14,960	7,480	7,480	
訪問入浴介護事業	4,591	0	4,591	
私立保育所運営事業	215,435	167,446	47,989	
予防接種事業	29,477	640	28,837	
総合健診事業	13,042	386	12,656	
母子保健事業	7,297	2,682	4,615	
合 計	757,190	388,657	368,533	77,382